

福岡県公報

平成26年8月5日
第3617号

目次

告示(第665号-第683号)

- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 7
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 8
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 8
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 8
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 9
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 9
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 10
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 10

公 告

- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 10
- 平成26年度職業訓練指導員試験の実施方法の変更 (職業能力開発課) …………… 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 14
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 14
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 15
- 落札者等の公示 (教育庁企画調整課) …………… 15
- 落札者等の公示 (教育庁企画調整課) …………… 15
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 16
- 土地収用法に基づく裁決手続開始の更正決定 (用地課) …………… 16

収用委員会

告 示

福岡県告示第665号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕居168	ニック調剤薬局志免店	糟屋郡志免町大字志免4-22-11	H26・4・1	居管
粕居169	ベリカン薬局篠栗店	糟屋郡篠栗町大字尾仲101-1	H26・6・1	居管・予居管
筑紫地生薬2	有限会社さめしま薬局山田店	筑紫郡那珂川町大字山田字山城1151-2	H26・5・1	居管・予居管

大居242	大牟田中央薬局	大牟田市天領町1丁目100-11	H26・4・1	居管・予居管
田川居311	訪問看護ステーションかわら	田川郡香春町大字柿下1302-1	H26・6・1	訪看・予訪看
大居243	株式会社 S a i t a	大牟田市大字歴木1807-1094	H26・6・1	福用・福販・予福用・予福販
直居143	ヘルパーステーション直方の杜	直方市津田町9-5	H26・6・1	訪介・予訪介
直居145	短期入所生活介護メディカルヴィラ直方の杜	直方市津田町9-38	H26・6・1	短生・予短生
飯支97	ケアプランセンターこうの	飯塚市相田456-1	H26・6・1	居支
田居209	ゆめデイサービスセンター	田川市大字楠1789-1	H26・6・1	通介・予通介
嘉麻居104	嘉麻の庄訪問介護ステーション	嘉麻市下臼井1270-76	H26・5・1	訪介・予訪介
筑紫居89	ホームヘルプサービス万葉の郷	筑紫野市二日市南4丁目1-40	H26・2・1	訪介・予訪介
筑紫居90	デイサービスセンター万葉の郷	筑紫野市二日市南4丁目1-40	H26・2・1	通介・予通介
春居96	介護の太助春日店	春日市小倉1丁目16 アイディーハウス101号	H26・5・1	福用・福販・予福用・予福販
像居90	アサヒサンクレーン在宅介護センター宗像	宗像市栄町1-5	H26・4・1	訪入・予訪入
像支41	シニアライフサポートセンター日の里	宗像市日の里1丁目30-6	H26・6・1	居支
宰支26	ケアプランセンター桜	太宰府市大佐野3丁目7-25	H26・6・1	居支
糸島地居83	ショートステイみなかぜ	糸島市南風台7丁目1-10	H26・6・1	短生・予短生

糸島地居85	新希望福祉機器事業部	糸島市南風台7丁目1-8	H26・7・1	福用・福販・予福用・予福販
宗遠居56	デイサービスこころ10人10色	遠賀郡遠賀町大字別府3656-6	H26・6・1	通介・予通介
う支17	ケアプランサービスえがお	うきは市吉井町富永1528-2	H26・4・1	居支
京居133	ショートステイやまぼうし	築上郡築上町大字東築城135-1	H26・4・1	短生・予短生
朝倉居77	小規模多機能型居宅介護施設ぬくもりの家	朝倉市田中255-1	H26・4・1	小居・予小居
中居90	社会福祉法人みんなの家会 小規模多機能ホームほのぼの	中間市大字垣生128-1	H26・4・1	小居
中居91	社会福祉法人みんなの家会 グループホームほのぼの	中間市蓮花寺3丁目21-1	H26・4・1	認共
糸島地介福3	特別養護老人ホームみなかぜ	糸島市南風台7丁目1-10	H26・5・1	地老福
京居135	小規模多機能ホームかぐや姫	京都郡苅田町大字稲光1130-1	H26・3・1	小居・予小居
み居58	グループホームゆすら	みやま市瀬高町本郷2036-1	H26・4・1	認共・予認共
像介86	医療法人日の里クリニック	宗像市日の里1丁目30-13	H26・6・1	訪看・訪り・通り・居管・予訪看・予訪り・予通り・予居管
大介379	医療法人睦月会 堀整形外科麻酔科クリニック	大牟田市明治町2丁目18-1	H26・6・30	訪看・訪り・通り・居管・居支・予訪看・予訪り・予通り・予居管

直介98	医療法人一寿会 西尾病院	直方市津田町9-38	H26・6・1	訪看・訪リ・ 居管・予訪看 ・予訪リ・予 居管
飯介308	医療法人康和会 柴田みえこ内科 ・神経内科クリ ニック	飯塚市鶴三緒1547-10	H26・7・1	訪看・訪リ・ 居管・予訪看 ・予訪リ・予 居管
嘉麻居100	ベストライフ株 式会社 東ヶ丘 訪問看護ステー ション	嘉麻市漆生1416-3	H25・11・1	訪看・予訪看
田介福5	住宅型有料老人 ホームきらぼし	田川市大字弓削田117-1	H26・5・1	通介・老福・ 予通介

福岡県告示第666号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大居237	大牟田記念病院通 所リハビリテーシ ョン	大牟田中央病院通 所リハビリテーシ ョン	大牟田市大字歴木 1841	H26・7・1
大居229	訪問看護ステーシ ョンきねん	大牟田中央病院訪 問看護ステーショ ン	大牟田市大字歴木 1841	H26・7・1

大支81	大牟田記念病院居 宅介護支援センタ ー	大牟田中央病院ケ アプランセンター	大牟田市大字歴木 1841	H26・7・1
朝倉居61	特定非営利活動法 人ねこの会	ヘルパーステーシ ョンねこハウス	朝倉市杷木若市2214	H26・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津介18	宮城病院	福津市上西郷392-1	福津市日蒔野5丁目12 -2	H26・5・31
福津居63	郡歯科クリ ニック	福津市福間駅東土地区 画整理事業地内61街区 1	福津市日蒔野5丁目15 -7	H26・6・1
田川介歯 122	ひまわりデ ンタルクリ ニック	田川郡川崎町大字田原 596-2	田川郡川崎町大字田原 549-3	H26・6・1
北介訪9	訪問看護ス テーション おぞら	糟屋郡粕屋町長者原西 3丁目16-23	糟屋郡粕屋町長者原西 3丁目13-1	H25・12・1
粕居99	訪問看護ス テーション 大地	糟屋郡篠栗町大字和田 940-127	糟屋郡篠栗町大字和田 1008-42	H24・11・11
京居131	訪問看護ス テーション 山桃	築上郡築上町大字東八 田822-1	築上郡築上町大字東八 田814-1	H26・5・21
京支22	安雲拓心苑 居宅介護支 援事業所	築上郡上毛町大字安雲 585-4	築上郡上毛町大字八ツ 並143-1	H18・8・1
京居9	安雲拓心苑 ディサービ スセンター	築上郡上毛町大字安雲 585-44 特別養護老 人ホーム安雲拓心苑内	築上郡上毛町安雲585 -44	H22・5・17
京居13	安雲拓心苑 訪問介護事 業所	築上郡上毛町大字安雲 585-4	築上郡上毛町大字八ツ 並143-1	H18・8・1

京居82	在処よって けばあ	京都郡苅田町大字尾倉 3998-3	京都郡苅田町大字集 2427	H24・12・17
大居56	羽山台サポ ート	大牟田市大字草木578	大牟田市下白川町2丁 目335-2	H26・1・8
朝倉居61	ヘルパース テーション ねこハウス	朝倉市杷木若市2997	朝倉市杷木若市2214	H26・6・1
筑居31	訪問介護事 業所ゆめい ち	筑後市大字上北島39- 1	筑後市大字上北島39- 1 アサージュ上北島2	H24・4・1
粕支26	ケアプラン サービス大 地	糟屋郡篠栗町大字和田 940-127	糟屋郡篠栗町大字和田 1008-42	H24・11・11
北居9	ヘルパース テーション ふれんど	糟屋郡粕屋町長者原西 3丁目14-1	糟屋郡粕屋町長者原西 3丁目13-1	H25・12・1
北支16	青洲会ケア サポート S	糟屋郡粕屋町長者原西 3丁目16-23	糟屋郡粕屋町長者原西 3丁目13-1	H25・12・1
粕居85	青洲の里シ ョートステ イハーモニ ー	糟屋郡粕屋町長者原西 4丁目11-8	糟屋郡粕屋町長者原西 3丁目13-1	H25・12・1
福津居1	水光デイス ービスセン ター	福津市上西郷487-1	福津市日蒔野5丁目8 -5	H26・6・1
福津居2	水光ヘルパ ーステーシ ョン	福津市上西郷487-1	福津市日蒔野5丁目8 -5	H26・6・1

福岡県告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものと

された場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
飯居107	柴田みえこ在宅ケアセ ンター訪問看護ステー ション	飯塚市鶴三緒1546-3	H26・6・30

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京介79	医療法人安部産婦人科 医院	京都郡みやこ町勝山箕田363-1	H26・6・1
大居122	デイサービスよかところ	大牟田市大字新町68-2	H26・6・30
中居64	グループホームほのほ の	中間市蓮花寺3丁目21-3	H26・3・31
古居62	株式会社o h a n a デイサービスおはな花 見	古賀市花見南2丁目11-9	H26・1・31
福津居3	水光巡回入浴センター	福津市上西郷487-1	H19・3・31
田川支25	愛寿園在宅介護支援セ ンター	田川郡大任町大字今原3401	H26・6・30
中居58	小規模多機能ホームほ のほの	中間市大字垣生128-1	H26・3・31

福岡県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療

機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
糸島地生96	福岡記念クリニック	糸島市浦志2丁目2番1号	H26・8・1
八女生138	まえだ耳鼻咽喉科クリニック	八女市稲富136-1	H26・7・1
小生104	高山泌尿器科クリニック	小郡市津古556-2	H26・7・1
飯生319	医療法人福豊会 豊永医院	飯塚市吉原町1番9号	H26・6・1
春生歯91	医療法人 くま歯科・こども歯科	春日市上白水3丁目102番地	H26・5・1
小生歯55	小郡駅歯科クリニック	小郡市祇園1丁目9-4	H26・6・1
粕生薬155	ペリカン薬局 篠栗店	糟屋郡篠栗町大字尾仲101-1	H26・6・1
春生薬60	いしばし薬局	春日市下白水南3丁目11番地	H26・6・1
小生薬49	中央薬局 つこ店	小郡市津古556番3	H26・7・1
豊生薬29	つばめ薬局	豊前市大字赤熊1366-9	H26・7・1
朝倉生訪3	甘木中央病院訪問看護ステーション	朝倉市甘木667番地	H26・4・1
田川生訪15	訪問看護ステーションかわら	田川郡香春町大字柿下1302-1	H26・6・1
飯生訪11	からだ訪問看護	飯塚市有井354-33 レイクヒルハイツ	H26・5・1
京生訪9	訪問看護ステーション山桃	築上郡築上町大字東八田814-1	H26・2・1

福岡県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
飯生313	豊永医院	飯塚市吉原町1-9	H26・5・31
京生79	医療法人安部産婦人科医院	京都郡みやこ町勝山箕田363-1	H26・6・1
春生歯80	くま歯科・こども歯科	春日市上白水3丁目102番地	H26・4・30
粕生薬137	ハート薬局	糟屋郡篠栗町大字尾仲101-1	H26・5・31
福岡生薬18	有限会社杏林調剤薬局那珂川店	筑紫郡那珂川町道善2丁目45	H26・5・21

福岡県告示第670号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
春生薬32	いしばし薬局	春日市下白水北4丁目76番地	H26・6・1

福岡県告示第671号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津生41	水光会 健康増進クリニック	福津市上西郷488番地の1	福津市日蒔野5丁目8番地の4	H26・6・1
福津生18	宮城病院	福津市上西郷392-1	福津市日蒔野5丁目12番地の2	H26・6・1
田川生歯122	ひまわりデンタルクリニック	田川郡川崎町大字田原596-2	田川郡川崎町大字田原549-3	H26・6・1
福津生薬25	サクラ薬局 福岡駅前店	福津市670番地	福津市日蒔野6丁目14-1	H26・6・10

福岡県告示第672号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生マ29	田中 伸明（さわやかマッサージ）	田川市大字伊田3478	H26・6・2
田生マ30	祝 義朗（訪問マッサージ サムズアップ）	田川市大字弓削田1279	H26・5・12

柳生柔26	重松 美紀（Four seasons）	柳川市元町2番地3	H26・6・1
春生柔44	山下 敦史（やました整骨院）	春日市昇町5丁目86 ウェストビレッジ春日1F. B号室	H26・6・1
像生条74	河野 健（堺整骨院宗像）	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔75	橋本 裕貴（堺整骨院宗像）	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔76	大瀧 勇也（堺整骨院宗像）	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔77	松本 将希（堺整骨院宗像）	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔78	常村 将志（堺整骨院宗像）	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔79	藤永 良典（堺整骨院宗像）	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔80	真崎 啓介（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔81	橋本 裕貴（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔82	大瀧 勇也（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔83	松本 将希（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔84	常村 将志（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔85	藤永 良典（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔86	河野 健（堺整骨院宗像本院）	宗像市栄町13-4	H26・6・1
朝倉生柔16	長野 論（長野整骨院）	朝倉市甘木1610-3	H26・6・2

粕生柔101	内村 竜也 (たちばな整骨院)	糟屋郡新宮町大字三代760-5住宅型有料老人ホームiくらす立花内	H26・6・9
宗遠生柔17	松永 賢人 (ささゆり整骨院)	遠賀郡水巻町頃末北4丁目2-18	H26・5・30
嘉鞍生柔4	原 裕樹 (ひなの整骨院)	嘉穂郡桂川町大字土師4187-10	H26・6・10
田川生柔26	仲村 英浩 (よねだ鍼灸整骨院)	田川郡川崎町大字田原1113-2	H26・6・2
大川生はき4	松隈 禎 (いしはら接骨院)	大川市大字小保467-1	H26・7・1
像生はき9	福島 かおる (鍼灸院宗像エイム)	宗像市田久2丁目1-1 ゆめタウン宗像内	H26・7・1

福岡県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田生マ23	本名 請吾（（株）さわやかマッサージ）	田川市大字伊田3478	H26・5・31
田生マ25	杵田 環（（株）さわやかマッサージ）	田川市大字伊田3478	H26・5・31
田生マ26	濱地 眞喜子（（株）さわやかマッサージ）	田川市大字伊田3478	H26・5・31

大野生マ1	緒方 亮 (在宅リハビリマッサージあい大野城事業所)	大野城市下大利1丁目18-22-501	H26・6・23
大野生マ2	澤村 徳 (ひまわりマッサージ院)	大野城市南ヶ丘7丁目12-12	H26・2・28
像生柔45	真崎 啓介 (堺整骨院宗像本院)	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔46	青木 裕次郎 (堺整骨院宗像本院)	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔50	橋本 裕貴 (堺整骨院宗像)	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔51	常村 将志 (堺整骨院宗像本院)	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔61	河野 健 (堺整骨院宗像)	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔63	大瀧 勇也 (堺整骨院宗像本院)	宗像市栄町12-9	H26・6・1
像生柔64	青木 裕次郎 (堺整骨院宗像)	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔66	常村 将志 (堺整骨院宗像)	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔68	松本 将希 (堺整骨院宗像)	宗像市栄町13-4	H26・6・1
像生柔72	藤永 良典 (堺整骨院宗像本院)	宗像市栄町12-9	H26・6・1
鞍生柔11	金色 幸一 (なのはな整骨院)	鞍手郡鞍手町大字中山2311	H26・5・28
個57	澤村 徳 (ひまわりマッサージ院)	大野城市南ヶ丘7丁目12-12	H26・2・28
個93	小濱 佳二郎 (堺整骨院宗像)	宗像市栄町13-4	H26・6・1
4	阿部治療院	遠賀郡遠賀町松の本4丁目2-8	H26・5・31

福岡県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）及び住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 氏名（名称）の変更

指定番号	旧氏名又は旧名称	新氏名又は新名称	住所又は所在地	変更年月日
筑生柔19	北島 麻衣（陽色整骨院）	古賀 麻衣（陽色整骨院）	筑後市大字馬間田1322	H26・4・10

2 住所（所在地）の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
八女生柔15	平田 聖士（まいにち整骨院）	八女市本町564-8	八女市本町1-207	H23・12・1
田川生柔13	堀川 勇治（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄952-2	田川郡川崎町大字田原1113-2	H26・6・2
田川生柔21	坂田 泰樹（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄952-2	田川郡川崎町大字田原1113-2	H26・6・2
田川生柔23	蝶々 侑基（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄952-2	田川郡川崎町大字田原1113-2	H26・6・2

福岡県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般国道	443号	前	みやま市山川町北関364番2先から みやま市山川町北関637番1先まで	6.4 ～ 16.0	388.0
			後	みやま市山川町北関364番2先から みやま市山川町北関637番1先まで	10.0 ～ 16.0	388.0

福岡県告示第676号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
徳永（g）	福岡市西区大字徳永及び大字周船寺（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第677号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳永 (g)	福岡市西区大字徳永及び大字周船寺 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第678号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
笹丘2丁目(3)-2	福岡市中央区笹丘2丁目 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第679号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
笹丘2丁目(3)-2	福岡市中央区笹丘2丁目 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第680号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
笹丘2丁目(3)-2	福岡市中央区笹丘2丁目 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第681号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と	自然現象により建築物に作用すると

		なる自然現象の種類	想定される衝撃に関する事項
笹丘2丁目(3)-2	福岡市中央区笹丘2丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第682号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市東区大字勝馬字入口46の2、46の3
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字入口46の2・46の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第683号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市西区大字玄界島字寄木213の1、214の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
本道寺・香園土地改良区	平成26年7月24日

公告

平成26年6月13日付けで告知した平成26年度職業訓練指導員試験の実施方法の全部を次のとおり変更する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

木工科

イ 学科試験を行うもの

和裁科

ウ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 寝具科 (44) 帆布製品科 (45) 木型科 (46) 工業包装科 (47) 紙器科 (48) 製版・印刷科 (49) 製本科 (50) プラスチック製品科 (51) レザー加工科 (52) ガラス科 (53) ほうろう製品科 (54) 陶磁器科 (55) 石材科 (56) 麺科 (57) パン・菓子科 (58) 食肉科 (59) 水産物加工科 (60) 発酵科 (61) 建築科 (62) 枠組壁建築科 (63) とび科 (64) 建設科 (65) プレハブ建築科 (66) 屋根科 (67) スレート科 (68) 建築板金科 (69) 防水科 (70) サッシ・ガラス施工科 (71) 畳科 (72) インテリア科 (73) 床仕上げ科 (74) 表具科 (75) 左官・タイル科 (76) 築炉科 (77) ブロック建築科 (78) 熱絶縁科 (79) 冷凍空調機器科 (80) 配管科 (81) 住宅設備機器科 (82) さく井科 (83) 土木科 (84) 測量科 (85) 建築物設備管理科 (86) ボイラー科 (87) クレーン科 (

- 88) 建設機械運転科 (89) 港湾荷役科 (90) 化学分析科 (91) 公害検査科 (92) 木材工芸科 (93) 竹工芸科 (94) 漆器科 (95) 貴金属・宝石科 (96) 印章彫刻科 (97) 塗装科 (98) 広告美術科 (99) デザイン科 (100) 義肢装具科 (101) 電気通信科 (102) 電話交換科 (103) 事務科 (104) 貿易事務科 (105) 流通ビジネス科 (106) 写真科 (107) 介護サービス科 (108) 理容科 (109) 美容科 (110) ホテル・旅館・レストラン科 (111) 観光ビジネス科 (112) 日本料理科 (113) 中国料理科 (114) 西洋料理科 (115) 臨床検査科 (116) フラワー装飾科 (117) メカトロニクス科 (118) 情報処理科 (119) フォークリフト科 (120) 建築物衛生管理科 (121) 福祉工学科

2 受験資格

ア 木工科を受験する場合

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第3項による受験資格を有する者

イ 和裁科を受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第46条の表上欄のいずれかの項(複数可)に該当することにより、和裁科の実技試験の全部の免除を受けることのできる者

ウ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、省令第46条の表上欄のいずれかの項(複数可)に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者(バルコニー施工及び電子回路接続を除く。)	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部

職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる実技試験及び学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
木工科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①製図（現図画法、読図法） ②木材加工法（木材乾燥法、木材加工用機械、木材加工法） ③安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 ①工作法（木工品、工作法、組立法、仕上法、加飾法、木工用機械、仕様及び積算） ②塗装法（塗装機器、塗装法） ③材料（木工用材料、接着剤、仕上用材料） 2 実技試験 木工品製作
和裁科	1 学科試験 (1) 指導方法 (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）

	②縫製法（縫製法、縫製用材料） ③安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 ①和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） ②被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
1のウの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
木工科	実技試験	平成26年11月1日（土曜日）	別に指示する場所とする。
	学科試験	平成26年10月26日（日曜日）	福岡県吉塚合同庁舎802、803号室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）
和裁科	学科試験		
1のウの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には52円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。

郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、平成26年9月22日（月曜日）から平成26年10月3日（金曜日）までとする。ただし、土日及び祝日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者は、平成26年11月12日（水曜日）に受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話 092-643-3601）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市川島字灰交369番2、369番5、369番7から369番9まで、370番6、371番6、402番2及び404番2から404番4まで並びにこれらの区域内の道路である県有地（369番3、370番5、392番1、397番1、398番及び399番）の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市長 齊藤 守史

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人マインドリカバー

(2) 代表者の氏名

水戸 正樹

(3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡宇美町宇美一丁目4番25号

(4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、障がい者に対して障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業ならびに、介護保険法に基づく事業の実施で高齢者への介護支援を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、障がい者に対して障害者総合支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための啓発事業ならびに、介護保険法に基づく事業の実施で高齢者への介護支援を行い、福祉の増

進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人21世紀の森林づくり

(2) 代表者の氏名

太田 寛

(3) 主たる事務所の所在地

大川市大字小保356番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、間伐材を利用した木製ダボ接合による木製パレットの研究・開発・普及を図ることによって間伐事業を促進し、併せて植林活動を通じて、日本並びに世界の森林の健全な保全及び育成に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人虹

(2) 代表者の氏名

鶴 稔光

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市津福今町400番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、障害福祉サービス事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市乙隈字縁能寺508番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市筒井四丁目6番25号 サンシティ白石102号室

柴田 祐介

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成26年7月11日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NTTファイナンス株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

200,698,560円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年6月6日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年8月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

生徒実習用パソコン等賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成26年7月4日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

富士通リース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区東比恵三丁目1番2号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

146,476,512円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成26年6月3日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市久保字太郎丸462番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市久保929番地1

南條 誉志

収用委員会

福岡県収用委員会告示第5号

平成26年4月22日付け福岡県収用委員会告示第1号で公告した北九州都市計画道路事

業3・4・198号日吉台光明線、3・4・198号日吉台光明線（駅前広場）、3・4・103号折尾青葉台線及び3・4・127号折尾中間線に係る裁決手続開始の決定について、次のとおり更正したので、公告する。

平成26年8月5日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

北九州市

2 事業の種類

北九州都市計画道路事業3・4・198号日吉台光明線、3・4・198号日吉台光明線（駅前広場）、3・4・103号折尾青葉台線及び3・4・127号折尾中間線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
北九州市八幡西区折尾三丁目	1519番1	宅地	169.66（169.64）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積165.66平方メートル
北九州市八幡西区折尾四丁目	1376番1	宅地	99.17（99.17）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積99.17平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

植木 輝雄

北九州市八幡西区折尾三丁目1番10号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 北九州市八幡西区折尾三丁目1519番1の土地に関して権利を有する関係人
福岡ひびき信用金庫

北九州市八幡東区尾倉二丁目8番1号

抵当権及び根抵当権

(2) 北九州市八幡西区折尾四丁目1376番1の土地に関して権利を有する関係人

福岡ひびき信用金庫

北九州市八幡東区尾倉二丁目8番1号

根抵当権

6 裁決手続開始の決定を更正した年月日

平成26年7月18日